



支払調書送付廃止に関するQ & A

令和3年1月お支払い分（令和4年1月送付分）より廃止



目次

【1 ページ】

1. 支払調書とは？
2. 源泉徴収税は、誰が納税しているのですか？
3. 支払調書の交付は、支払者の義務ではないのですか？
4. 確定申告をしたところ、支払調書の添付を求められました。交付してもらえますか？

【2 ページ】

5. 支払調書を確定申告書に添付していましたが、今後どのようにしたらよいのですか？
6. 明細金額を教えてくださいませんか？

【3 ページ】

7. なぜ支払調書送付を廃止するのですか？
8. 情報管理とはどういうことですか？
9. 支払調書廃止の代替措置はありませんか？

【4 ページ】

10. 支払調書送付廃止はいつからの分が対象ですか？

2020. 11

(公財) 東京都中小企業振興公社

1. 支払調書とは？

- ◆源泉徴収額を税務署に伝える役割がある書類です。
- ◆支払調書は、法定調書の一つで、公社が誰に報酬および源泉徴収税をいくら支払ったかを法律で税務署に提出することが義務付けられています。
- ◆支払調書は公社が税務署に提出しているため、個人で提出する必要のない書類です。

2. 源泉徴収税は、誰が納税しているのですか？

公社が、委嘱者様の報酬に対し源泉徴収し、代わりに納税しています。

3. 支払調書の交付は、支払者の義務ではないのですか？

支払調書の提出について、公社の所轄税務署への提出のみ所得税法で義務づけられており、委嘱者様への送付は法律上義務づけられておりません。（所得税法第 225 条）

4. 確定申告をしたところ、支払調書の添付を求められました。交付してもらえますか？

確定申告書に添付が義務づけられている書類は、所得税法第 120 条に列挙されており、支払調書は該当しません。令和 4 年 1 月以降は申し訳ございませんが交付は廃止させていただきますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

5. 支払調書を確定申告書に添付していましたが、今後どのようにしたらよいのですか？

支払調書は、確定申告書の添付書類として所得税法において提出が義務づけられている添付書類には該当しません。(所得税法第 120 条 第 3 項)

◆令和 3 年 1 月お振込み分（令和 2 年 1 2 月稼働分）以降の委嘱業務ごとに、請求書等の控えの保存等により報酬額・源泉徴収税額・差し引き振込額の帳簿記録等をご自身でお願いいたします。

(所得税法施行規則 第 59 条)

◆金額のお問い合わせは、下記の通りです。

- 支給額・源泉徴収税額の年間合計金額について……総務課 (03-3251-7886)
- 明細金額について……………各お取引部署

6. 明細金額を教えてくださいませんか？

公社からお渡ししている稼働報告書兼請求書には明細金額が記載されております。

また、委嘱者様ご自身の請求書に明細金額を記載していただくようお願い申し上げます。

お手数ですが、その請求書等の控えをご確認願います。

◆明細金額のお問い合わせにつきましては、各お取引部署にお問い合わせください。

7. なぜ支払調書送付を廃止するのですか？

情報管理面、個人への提出が義務付けられていないこと、個人番号（マイナンバー）制度が施行されたことに伴い、情報漏洩を防ぐため等によります。

ご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

8. 情報管理とはどういうことですか？

年間 1400 件あまりの支払調書を作成しておりますが、住所変更、土業において所属されている事務所の変更等が頻繁にあるため、旧住所で送付してしまい氏名と合致していない等が生じ、誤送付が発生しております。このリスクをなくすための情報管理となります。

（年間誤送付が数件、住所宛所無しでの返送が数十件あります）

ご不便をおかけいたしますがご理解くださいますようお願いいたします。

9. 支払調書廃止の代替措置はありませんか？

ご不便をおかけし大変申し訳ございませんが、支払調書には、一年間の支給金額・源泉徴収税額の合計のみ記載されておりますので、合計金額のみでしたら回答可能です。

交通費等の明細が必要な場合は、ご自身の請求書をご確認いただくか、担当部署にお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

◆支給額・源泉徴収税額の合計金額のみですが、1月下旬以降、回答することができますようになります。

（総務課）

10. 支払調書送付廃止はいつからの分が対象ですか？

令和3年1月に会社がお振込みした分以降が対象となります。